(目的)

- 第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)を 設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地球温暖化を 防止するとともに、節電等環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、松茂町補助金交付規則(昭和52年規則第4 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) システム

財団法人新エネルギー財団(以下「財団」という。)が制定した住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金交付規程(平成9年8月15日施行。以下「規程」という。)第4条各号の要件に適合するもの

(2) 予約者

規程第7条第3項に規定する予約者

(3) 建壳住宅供給者等

規程第12条に規定する建売住宅供給者等

(4) 建壳用予約者

規程第14条に規定する建売用予約者

(交付の対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置した予約者及び建売住宅供給者等から自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入した建売用予約者とする。
- 2 この補助金の交付は、当面、1世帯につき1回限りとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付算定基準額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、少数第3位を四捨五入し、出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットとする。)に2万5千円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(交付の予約)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、システムに係る設置工事の着手前 に、あらかじめ、補助金交付予約申込書(様式第1号)を町長に提出しなければ ならない。
- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付予約受理通知書(様式第2号)により、同項の申込者に通知するものとする。
- 3 建売用予約者に対しては、財団の補助金対象予定枠の付与と同時に、建売住宅 供給者等から前項の通知による予定枠についても付与されるものとする。

(計画変更の届出)

第6条 前条第2項による通知を受けた予約者及び建売住宅供給者等は、補助金交付予約申込書の内容を変更しようとするとき、又はシステムの設置を中止しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を

受けなければならない。

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金 交付申請書(様式第4号)に次の書類等を添付して、町長に提出しなければなら ない。
  - (1)システムの設置場所及び付近の見取り図
  - (2) 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の 写し。ただし、特別な事情がある場合には、補助金実績報告書(様式第6号) に添付することを認めるものとする。
  - (3) 工事着工前の現場写真
  - (4) 太陽電池の最大出力値を算定した根拠資料
  - (5) その他町長が必要と認めたもの

(交付の決定及び補助金の額の決定)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査及 び現地調査を行い、交付を決定した場合には、補助金の額を確定し、申請者に補 助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金実績報告書)

- 第9条 申請者は事業完了後30日以内、または当該年度の3月31日のどちらか 早い日までに補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類等を添付して、町長に 提出しなければならない。
  - (1)システムの設置状況を示す写真
  - (2) システムの設置場所及び付近の見取り図
  - (3) その他町長が必要と認めたもの

(補助金の交付確定)

第10条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、速やかに審査 及び現地調査を行い、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、申請者に補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の補助金の交付決定の通知を受けたときは、町の指定する請求書を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第12条 申請者は、対象システムの法定耐用年数の期限内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助 金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2)補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
  - (4) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき

(補助金の返環)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合に置いて、当該取消しに 係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定め ての返還を命ずるものとする。 (協力)

第15条 町長は、申請者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供 その他の協力を求めることができる。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年度以降の予約者について適用する。 附 則
  - この要綱は、交布の日から施行する。

附則

- この要綱は、平成22年10月15日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。